

杉並区動物との共生プランへの提言（中間のまとめ）への意見

第1章 計画の基本的考え方について

意見（1）

杉並区（以下、区とします。）が、条例や制度の制定を計画し、また事業の委嘱等を区民に行うときには、その前段となる多岐の動物関連関係法令等に配慮すべき、とする意見です。

[理由]

杉並区動物との共生プラン（以下、区プランとします。）制定の根拠法令とされた、5つの法令等から判断する際に、区プランは動物の愛護及び管理に関する法律（以下、動物愛護法、あるいは本法とします。）の中の、本法のよるべき基準の1つである、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に、対象の動物が特化されています。

よるべき基準は、展示動物、実験動物、産業動物等にも定められております。また本法では、動物取扱業の責務等に関する事項を定めています。

人と動物との関係は、単に愛護動物に限るものではありません。区プランは、主に家庭動物の基準に特化して計画されているため、上記の動物の他、外来生物やその他の動物、それらの動物を飼養及び保管する場合を対象としておりません。よって区民に対する公平性を保てず、自ずと区プランも不条理且つ不合理な内容にならざるを得ません。

意見（2）

区プランは受益者の特定される一部の区民に有益であり、一部の区民を対象としない恐れの高くて高い計画であるとする意見です。

[理由]

区プランは、人と動物との共生に限り計画の課題にしています。そのため、共生を除くその他の事態、例えば人の環境に生きる動物やその他の対象となる動物などと、自然環境の保全などに係る区民への対応ができないことから、命ある動物との普遍的で総合的であるべき様々な関係について計画されていないことが理由です。

意見（３）

区プランで提言された事項は、既に制定されている根拠法令等に準じた際に、問題の多い一部を除き、施策や措置の実行が可能と考えられます。よって新たな条例は必要無いとする意見と、新たな条例を制定する際には、これから後に述べる事項等を定めるとする意見です。

[理由]

区プランと類似の計画に基づいた、先進的な条例を既に世田谷区が制定しています。世田谷区が施策や制度の他、命令や罰則等を行うとき、条例の前段に位置付ける動物愛護法や都条例或いは、東京都動物愛護推進総合基本計画などを根拠に実行や執行しています。世田谷区条例は、罰則や規制、具体的な制度などを定めず、理念条例ともいわれています。

第２章 計画の基本的視点と具体的指標

意見（４）

動物愛護の精神と終生飼養の周知徹底をはかる目的から、区内の動物取扱い業に対して、許可制度や認可制度、違反罰則などを定めた条例が必要とする意見です。

[理由]

区プラン根拠法令の狂犬病予防法は昭和２５年から、動物愛護法は昭和４８年からありますが、犬の登録制度や、犬やねこの適正な終生飼養及び、適正な終生飼養のできない恐れのある際の繁殖制限などの周知徹底はされていません。

区プランに動物取扱い業は除かれています。本法や規則などの定めは動物取扱い業といえども除外されるものではありません。動物取扱い業等が動物を事業に供する際に、犬の登録或いは、犬やねこの繁殖制限や終生飼養の責務の遂行は疎かです。

区民に動物を提供する事業者主体による、適切な意識と行為の徹底が、区民に対する同様の周知徹底に寄与します。また、東京都で動物取扱い業の登録制度を執行しますが、許認可制度は区の独自の条例に基づき行われ得ることが理由です。

意見（５）

都市部における動物飼養ルールの普及啓発と、区民の安全について、区プランは家庭動物に特化しています。特定動物、危険動物、外来種動物などの実態を検証し、家庭動物に限らず、該当の動物の区内への持ち込みや、飼養や保管を規制する条例の制定を必要とする意見です。

[理由]

区プランの根拠法令では、飼養の規制を執行できない動物種があります。都市部での緊急災害時に人身を侵す恐れのある動物や、都市部ならではの自然環境の保全を侵す恐れの高い動物などの、前もっての飼養や保管の規制が必要であり、区民の安全や環境の保全に配慮することを理由とします。

第3章 基本的視点に基づく4つの推進プランと重点施策

意見(6)

飼い猫の登録制度は、法を執行する行政において、猫を登録制にするための根拠がなく、問題の多い計画とする意見です。

[理由]

犬は狂犬病媒介の恐れが極めて高いので、全頭を登録しなければならないという法制度上の根拠がありますが、猫は異なります。

猫を任意登録にする場合、登録者の権益は保護され得ますが、そのほかには寄与しません。また制度の実行が無料なので、特定の権益者の受益に偏る制度は公平性に欠けます。

飼い猫に特化していることから、区プランの目的とする、適正な終生飼養などの責務の実行が、動物取扱い業などやそのほかに及ばず、制度上の整合性にも問題を含んでいます。

加えて、登録者のみに適正な飼い方のほか各種の推進対策を行う制度も、区民に対する公平な公益性から逸脱します。

意見(7)

区に獣医師資格を持つ職員を置き、その職員に対して愛護動物施策習得の支援を行うべきであるとする意見です。

[理由]

区プランでは、職員体制を見直し、東京都獣医師会杉並支部との連携をすすめることとされています。同支部は動物に係る営利事業者組織と認識されています。特定の事業者組織にこだわることなく、個人獣医師の裁量や度量などにも配慮し協力を求められるほか、根拠法令では、区は獣医師資格を持つ職員を置くことも可能であることから、動物担当職員の更なる資質の向上をはかることを理由とします。

意見(8)

犬の飼い方やしつけ訓練は、家庭動物の飼養管理者の第一の責務であることから、区が教室等を直接開催するのではなく、区民の自己責任において区民自らが、費やして行うべきことであることを、区民に強く周知徹底すべきとする意見です。

[理由]

犬のしつけ訓練などを、飼い主の責任において行うなどの認識が、多くの飼い主に希薄といわざるを得ません。区内には愛護動物のしつけ事業者もいますが多くはありません。区が直接事業を行うことにより、既存の事業を圧迫する恐れもあります。

しつけ訓練が、飼い主の義務であることを強く広報し、飼い主にしつけ訓練の動機付けをし、行動に向わせる機会を区が作れます。飼い主に対して、しつけ訓練は給餌給水などと同義であることの意識付けが必要です。

意見（９）

子どもと動物の環境づくりについては、子どもに限らずあらゆる教育の場において知識学習の習得できる、新たな条例等の制定が求められるとする意見です。

[理由]

学校教育等に係る法令等には学校飼育動物飼養の根拠が希薄です。単に動物に触れて感じる現在の方法を超えた、環境や命ある動物と人との関係を習得する目的の知識学習実行制度の規則も、法令上は希薄です。

また意見（７）と同様に、動物の健康保持に加えて、そのほかの多岐に及ぶ知識を有しながら事業者組織に属せずに、獣医師資格を持つ有識者も多数です。区の獣医師会支部にとらわれない仕組みの中で、適切な人材による、適切な知識教育の行える機会が必要と考えます。

意見（１０）

杉並区動物適正飼養普及員制度は、既存の制度で対応が可能であり、不要とする意見です。

[理由]

区プランにもありますが、区では既に東京都動物愛護推進員制度を用いて、委嘱しています。

都では同推進員に対して、区プランの目的とする普及員に求められる知識や技能の習得の機会を提供しています。区プランは重複する制度であることが、制度を不要とする第一の理由です。

また、公益的な法人組織でも類似した任意の資格を、全国規模で一般に提供していることから、当該組織の事業を圧迫する恐れの高いことも、当該制度を不要とする理由です。

また、東京都が既に実行している「飼い主のいない猫との共生支援事業」においても、都の推進員等が中核になっていることから、区の普及員制度にその必然性が希薄です。犬を制御する手綱の責務等は法令に準じた執行措置であり、区の職員の執行分野と考えられることから、執行権限の希薄な普及員制度では確実な実行効果に期待される合理的な理由もありません。

意見（１１）

災害時の動物被災緊急対策について、災害基本法等による条例等に新たに定める必要があるとする意見です。

[理由]

従来事例より、災害時の被災動物緊急対策では、災害基本法等による条例の定めのないとき、民間主体による被災動物対策組織の設置まで数日の期間を必要としていました。区の動物防災プランは、単なる措置要綱に過ぎない為、緊急災害時に人を侵す恐れのある動物や、被災動物のレスキューに、国などが主体となる災害対策本部が直接的に関われません。

意見（１２）

狂犬病予防を根拠法令にする、犬の登録と登録鑑札票、及び予防注射済み票装着の徹底管理を強化すべきとする意見です。

[理由]

区のプランでは、単に予防注射の接種方法の変更を計画しています。鑑札や済票の装着には賛否両論ではありますが、人と動物との共生を目的にする場合、法令順守の人の責務の遂行は必須と思われます。

意見（１３）

区プランの目的とする事項は、既存の根拠法令等に準拠して、それぞれが実行可能な施策措置であることから、新たな条例は不要とする意見で、意見（３）と一部で重複する意見です。

[理由]

例えば、固有の環境保全を目的に、環境保全法などにに基づき、鳥獣の保護と狩猟具の適正化法（法令名称などは各々略称）や外来生物法を根拠法にする、鳥獣の防除計画などは区のプランにはありません。また、教育基本法や、災害基本法などを根拠法にして、新たな事項を条例に加える計画も区プランにはありません。以上等は、区プランが不条理で不合理であることの原因の１つです。

所有者のいない愛護動物と、命ある動物を思い行う国民との関係については、既に動物愛護法の基本指針により、餌を与える行為などに起因して、人を侵す事態を防ぐ目的のガイドラインを、当該関係所管が作成できることになっています。

動物が命あるものであることにかんがみて、何かを思い行う国民も、動物の命を守りかばう行為と同様に、他の人々によって保護されるべきであるとする立法の精神によるものと判断されます。

区条例の前段とされる動物愛護法では、その基本指針も含めて、所有者のいない愛護動物に餌を与える行為を禁止していません。餌を与える行為によって起こりうる事態への対処を、該当の行政所管に求めています。

杉並区動物との具体化検討委員会に先立った、杉並区動物との共生を考える懇談会からも報告されているように、所有者や占有者の定まらない、いわゆる野良猫への餌やりの防除を目的に、当該プランや条例が形成されることがあるならば、多くの区民の間に、さまざまな異論の持ち上がるのが危惧されます。

以上